

いじめ重大事態の ガイドラインが 守られていない

いじめで不登校
になってしまうと
子供も親も疲弊します



「いじめ防止対策推進法」は国、自治体、学校、保護者がそれぞれの役割を担って、いじめの防止と早期発見、そして被害者の保護に連携して取り組むことを定めた 2013 年施行の法律です。

10 年以上経った今でも「いじめ」で悩み苦しむ親子が少なくない現在、この法律ができた背景と意味を、もういちど社会全体で、おとなが真剣になって考えてみませんか？

わたしたちは埼玉県内におけるいじめ問題の不適切な対応で傷つく子どもと保護者を減らし、公正で透明な仕組みの実現を目指しています。

埼玉 | いじめ対応・調査の適正化を求める当事者の会

